

病院事業の管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する 規程

平成 24 年 3 月 30 日
病院事業管理規程 第 4 号

つがる西北五広域連合個人情報保護条例(平成18年つがる西北五広域連合条例第5号)の規定に基づく病院事業の管理者が取り扱う個人情報の保護等については、広域連合長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成24年つがる西北五広域連合規則第1号)の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。